



公益財団法人ソーシャルサービス協会 第49回理事会 議事録

| | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1. 開催日時 | 2023年(令和5年)12月8日(水)午後1時～午後3時50分 |
| 1. 場 所 | 全日自労会館6階会議室 |
| 1. 理事総数 | 6名 |
| 1. 出席理事 | 6名 神田豊和 涌井俊夫 柴田和啓 角田季代子 池田寛 野崎佳代子 |
| 1. 欠席理事 | なし |
| 1. 出席監事 | 伊藤東一 小太刀美津枝 |
| 1. 欠席監事 | なし |
| 1. 議事録作成者 | 涌井俊夫 |

1. 議事の経過の要領とその結果

上記の通り出席があったので、本理事会は適法に成立した。

定款の規定により代表理事・神田豊和が議長に就任し、直ちに議案の審議に入った。

初めに議事録作成者は常務理事・涌井俊夫を全員一致で承認した。

第1号議案 第48回理事会以降等、近々の報告(役員の職務報告等を含む)の件

1. 涌井俊夫常務理事が、第48回理事会の「議事録」について報告した。
つづいて、役員の職務執行報告書(別紙)について報告があった。
2. つづいて、涌井常務理事より各事業所の新型コロナウイルスの感染状況について報告され、各事業所とも共通して、第5類に移行後においても、周囲に一定の感染者数の発生があり、事業所での感染対策は引き続き継続し、感染予防を重視していることやインフルエンザの発生や予防を開始したことが報告された。
*『協会だより』の毎月発行
3. つづいて、涌井常務理事より各事業所の状況が報告された。
 - ・ワークセンターでは、来年度を予定している事業(居住支援法人の取得)の準備をめざして、本部とアダムス/堀井公認会計士事務所とで代理人契約を締結しました。第1回目のオンライン打合せを12月13日に実施予定。
 - ・京都事業所では建交労京都支部・分会と、冬季一時金等について11月22日交渉を実施しました。岡山所長より、これまで組合に交付している経営資料に加え、直近の介ボケ資料を交付し、現在の経営状況を説明しました。(2.3か月要求に対して前年と同率2.0か月を回答)
 - ・京都事業所の経理担当(退職予定)の後任については、税理士事務所への業務委託を検討中。
 - ・ITセンターでは、愛知労働局から当校の動画をYouTubeや各ハローワークで検索・閲覧できるとの連絡があり、12月2日から愛知県内の約20か所のハローワーク内でも検索して閲覧できることになりました。10月にパート職員を1人採用しました。退職者の補充。

4. つづいて、涌井常務理事より事業委員会の開催と確認事項について報告された。

第1回事業委員会—10月18日(水)出席：神田理事長、池田理事、千歳税理士、伊藤監事、
上山ワークセンター所長、涌井常務理事

第2回事業委員会—11月15日(水)出席：同上

確認事項 ①2020年度、2021年度剩余解消に向け、「特定費用積立口座」を設置

②特定費用積立口座はワークセンターにて1口座(居住法人取得費用)、
本部にて1口座(財団設立記念事業費)を設置

③ 口座の運用については理事会の管理によるが柔軟な運営をする

④ 口座の使用目的は積立目的に限定される

池田理事からは、2年続いた剩余の解消が目的なので、早く対応することが必要なので
早く口座に積み立てる必要があるとの意見がだされた。

5. つづいて、涌井常務理事より内閣府認定等委員会から再三指摘されている当財団のガバナンス統治の構築に向けて、理事、評議員、監事のさらなる認識を深めていただき、そして全事業所への徹底をはかる。そのため財団規定・規程の改定について報告がされた。理事会決議ではないため報告のみにする。1月の評議員会で審議・決議する予定。

① 「就業規則」改定案 ※評議員会での決議が必要 内閣府からは一本化を指摘している
内閣府の担当官は、財団一本(全事業所)の「就業規則」を求めている。

この件につき、10月30日、東京労働局基準部監督官係長に面談して、内閣府の指摘について相談。監督官は「就業規則は原則、事業の内容に応じて、事業所単位で作成し届ける」として、一本化については「原則はできない」と指摘された。一方、最近の傾向として、大きい企業では一本化した就業規則を届け出ているところもあると説明を受けた。

報告後、池田理事より独自の「就業規則」をもつワークセンター、京都事業所については、本部「就業規則」の規定上、「…除く」ではなく「別に定める」が適切ではないかとの意見が出された。

6. つづいて、涌井常務理事より、内閣府認定等委員会からは、9月5日の第1回めの修正依頼から12月5日までに7回の修正依頼が届いていること。そのつど指摘された部分を修正して提出。第5回めの際に2年分の決算書の誤りが判明して修正して提出。12月5日に内閣府の担当官から直接電話が入り、早急に決着したいので来庁するように指示があり、12月19日に内閣府の担当者と打ち合わせする予定が報告された。

また、内閣府に対する修正報告作業の中で、2021年度と2022年度の「正味財産増減計算書」「同内訳表」「貸借対照表」「財産目録」の誤りを修正して提出した。内閣府の確認・審査完了後、「みなし」による評議員会、同・理事会にて再決議を予定していることが報告された。

7. つづいて、涌井常務理事より「その他事項」の報告がされた。財団の資金繰り状況の報告に続き、全所長会議の開催延期について、財団本部の経理担当者の業務分担について、10月1日付の財団雇用状況調査で現勢は107人(男性50人・女性57人)、65歳以上が51人等の報告がされた。

つづいて、涌井常務理事より、厚労省老健局主催の「介護保険指導監督等職員等研修・業務管理体制整備に関する事業者向け研修(6時間のオンライン受講・テスト)を涌井常務理事が11月20日付で修了証を授与したこと、11月22日財団理事長名で「戦争の即時中止！市民の殺りくやめて、即時停戦すること」を求める「要請書」を、駐日イスラエル大使館ギラッド・コーヘン大使宛に郵送したこと、などが報告された。

つづいて、涌井常務理事より 11 月 26 日午前 3 時頃、財団本部が入る「全日自労会館」1 階テナントのミスターードーナツ工場内の火災報知器が発報。8 時間警報が鳴り続けた。消防署が現地確認し、「油煙がキッチンから流失して感知したのではないか」という見解。さらに 11 月 30 日に再度、発報。感知器の点検を業者に依頼し、感知器を煙感知器から熱感知器に交換。

当財団の区分所有地である 1 階・ミスターードーナツ工場との賃貸契約は、当財団と親会社である株式会社ダスキンと契約している。12 月 1 日に株式会社ダスキン大阪のミスターードーナツ事業本部秋山弘佳室長、同大石あかね部長、同岡田大輝 1 階店主から謝罪、改善策等の報告を受けた。神田理事長・涌井常務理事・廣瀬建交労書記長が対応。財団側などは、2021 年 12 月にも 1 階工場の天井の水道管破裂による道路冠水事故があり、その際の申し合せた確認事項が履行されていないことを指摘。本店支店の社員のモラル向上、防火訓練、BCP 計画なども含む防止策等の徹底を求め、「報告書」を提出するよう求めた。ダスキン側は謝罪とともに「報告書」を後日、提出することを約束した。12 月 4 日にはダスキンの秋山室長、同運営開発本部伊藤マネージャー、同岡田店主が近隣住民にたいしてお詫びのあいさつまわりをした、ことが報告された。

角田理事からは、ミスターードーナツ工場側とはこれまでいろいろなトラブルがあり、厳しく防止策などを求めるべきだと強い意見がだされた。

議長は報告事項についてその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

つづいて、涌井常務理事より協議事項について報告、提案された。

- ① 都城事業所の閉鎖の件は、2024 年 1 月の評議員会で閉鎖を確認し、法務局に届けることと残リース(¥955,900 円)については、本部にて年内に支払予定であること。
- ② 京都事業所内のハラスメントに関する当事者への「聞き取り調査」について。
「聞き取り調査」を依頼した京都つくし法律事務所の竹下義樹弁護士、日下弘毅弁護士から報告があり、理事会として審議。理事会としては、京都事業所の当事者がパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントを岡山所長から受けたという事実関係を認定するには至らなかった。後日、当事者に「ハラスメント調査の結果」を郵送する。

さらに京都事業所の今回の当事者にたいしては、今年 5 月以降だけでも、岡山所長にたいする人格を否定するような暴言などを繰り返す行為をしており、当財団の「パワーハラスメント防止規定」第 3 条 1 号「侮辱的な言動や嫌がらせ、乱暴な言動(略)などにより、職場環境を悪化させたり、身体的精神的に傷つける行為」に該当すること、同条柱書に定める「すべての従業員は、順位や役職あるいは雇用形態(略)など属性に関係なく、他の従業員にたいして尊敬の念をもって接し、職場における良好な人間関係ならびに協力関係を保持する義務」に反する行為であること。

理事会としては、京都事業所の就業規則第 36 条 12 号「(略)職場においてハラスメント行為をすること」に該当。また同条 2 号「素行不良で、事業所内の風紀・秩序を乱したとき」、同条 4 号「喧嘩や流言飛語、他者の業務を妨害する行為などで事業所内の風紀、秩序、規律を乱すような行為をすること」にも該当。理事会としては、京都事業所の就業規則第 37 条 1 号にもとづき、当事者に対して「けん責処分」とし「始末書」の提出を求める、ことを確認する。

議長は、協議事項 1 と 2 についてその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第2号議案 2023年度第二四半期結果と監査報告の件

涌井常務理事から 2023年度第二四半期結果について提案された。提案内容は以下の通り。

今期上半期の経営結果は、48万円の剩余です。前年対比で1,817万円後退しました。

ITセンターとワークセンターの2事業所では剩余がでましたが、他の5事業所と本部は赤字でした。前年との対比でみると、旭川、田川などでは赤字でしたが前年より健闘しました。ITセンター、ワークセンター、京都事業所では前年比で剩余额が大きく後退しました。ワークセンターの自立支援5事業では訪問相談は赤字となりましたが、他の事業では剩余がでました。ITセンターでは公益で383万円の剩余、収益で244万円の赤字でした。介護事業分野は385万円の赤字となり、前年対比でも200万円後退しました。財団全体では、公益事業が196万円の赤字、収益事業が245万円の剩余であったことが報告された。

つづいて、小太刀監事より、2023年(令和5年)10月27日(金)に実施した監査報告について報告がされた。

監査結果 会計種類等は、監査期間中の協会の会計活動の実態と期間末日の財産の状況を正しく反映していることを確認しました。また、此期の業務執行状況についても適正に執行されていることを確認しました。

- 監査意見**
1. 2023年度第二四半期の会計状況は、全体として剩余が出ていましたが、前年同期比では相当程度、減少しました。
 2. 一方で、内閣府より公益財団として、発生した剩余は收支相償ルールに基づき適切な処理をするよう指摘されています。財団として理事会で協議し、早急に具体的計画化を確立してください。
 3. 経理実務については、本部経理実務の向上、また、各事業所への経理指導をお願いします。
 4. 本部常駐役員、職員の業務量が増加しています。業務の増加による待遇についても改善するようにしてください。

別紙 「2023年度第二四半期経営結果監査報告書」

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第3号議案 2024年度の予算作成にあたって(案)一別紙参照

涌井常務理事より2024年度の予算作成にあたっての方針案が提起された。

従来は全国所長会議で提起してご意見・ご要望をいただきながら補正しますが、会議の日程調整がつかず、来年1月に予定している全国所長会議で提起します。

ポイントとしては従来の提起をふまえて初めに①情勢について、②私たちの視点、③第二四半期の結果をどうみるか、④2024年度予算について、⑤私たちの「強み」「弱み」「脅威」「機会チャンス」の分析をしよう、⑥予算作成にあたっての6つの項目。さらに「財団の一元化」に向けて「財団は事業所のために。事業所は財団のために」という組織づくりをめざすことを強調しました。

本部運営費については、MJS会計ソフト、顧問税理士料等の約400万円に、あらたに剩余解消に向けた本部積立の「特定費用準備資金」口座について、各事業所に2023年度剩余额を収入比率で分担していただく提起をしました。

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

| | |
|-------|---|
| 第4号議案 | 第37回評議員会開催の件 2024年1月19日(金)午後1時～ |
| 第1号議案 | 議事録署名人選出の件 |
| 第2号議案 | 第48回理事会、第49回理事会、第36回評議員会以降近々の報告(役員の職務執行報告等含む)の件 |
| 第3号議案 | 定款の変更の件 |
| 第4号議案 | 「就業規則」改定案の件 |
| 第5号議案 | 2023年度第二四半期結果と監査報告の件 |
| 第6号議案 | 2024年度予算作成にあたっての件 |
| 第7号議案 | 第50回理事会開催の件 2024年3月8日(金) 午後1時～4時 |
| 第8号議案 | 第38回評議員会開催の件 2024年3月25日(月) 午後1時～4時 |

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

| | |
|-------|---|
| 第5号議案 | 第50回理事会開催の件 2024年3月8日(金)午後1時～ |
| 第1号議案 | 第49回理事会、第37回評議員会以降近々の報告(役員の職務執行報告等含む)の件 |
| 第2号議案 | 2023年度第三四半期結果と監査報告の件 |
| 第3号議案 | 2024年度事業計画(案)の件 |
| 第4号議案 | 2024年度予算(案)の件 |
| 第5号議案 | 第38回評議員会開催の件 2024年3月25日(月) 午後1時～4時 |
| 第6号議案 | 第51回理事会開催の件 2024年6月7日(金)午後1時～4時 |

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

以上をもって、議案の全部を終了したので、議長は、午後3時50分に閉会を宣言し散会した。

2023年(令和5年)12月8日

公益財団法人ソーシャルサービス協会

議長 代表理事 神田 豊和㊞
監事 小太刀美津枝㊞

以上